

(四) 中

て之が権利を執行すべきなり。但しボレー大使の談話に依れば本國は本件賠償を我方に負擔せしむる意向なき様なり。

(四) 中 和條約締結後支拂はるべきもの
 我方が賠償に提供するものにて付ては取返金控除を採州し我國の進出を引るを要する際本件賠償が多額に上るに於ては我方財源の窮乏を以て過重なる負擔を課しインフレインの發出を以て平和會議に於ては此の點を指摘し占領軍費の還流を協力要請すべきにして又協約によりては軍費還流のため本件賠償の支出項目を定むることを主張するの妥あるべし。

(出) 協約締結に於て一時自給すべきものにて付ても我方に負擔すべきことを指摘し一掃協約締結とすべきことを主張すべきも右不成功の場合には本件占領軍の還流及支拂方法としては一定期間後の年賦償還又は生産物の返還に依るべきことを主張すべきなり尤も本件占領軍の還流を再行すること及び於て聯合運轉に對し現物給與の義務を負担することとなるが如き結果を招來せざるやう充分注意するを要すべし。

第三 賠償條項

賠償に關しては前大戰後と異り、その大部の履行は平和條約締結前に事實と完了せらるべきを以て平和條約に於ては之を成文化することとなるべし。尤も右の他今回の平和條約に於ても日本の戦争責任を明かにする爲の基礎條項として日本は聯合國側に對し與へたる損害に對し賠償を支拂ふべき旨の總括的規定を設くることあるべきも右は我國より取立つるべき賠償の内容及總額を決定する爲の意味合にあらざりて前記の如く單に今次戦争の責任が我方にあることを明白にする爲の規定に過ぎざるべし。

(一) 以下想定せらるべき内容及び之に對する我方對處方針次の如し

(一) 余剩産業施設の撤去
 本件は平和條約締結前に決定實施せらるべく平和條約に就ては右事實を記録的に記載することとなるべし。従つて平和條約に於ては本件は事實と問題なかるべく、寧ろ決定以前に我方より綿密なる資料を擧げて平和時民需産業の最小限度のもの確保を強く要請することを必要とす。

(二) 生産物による賠償
 ツダム宣言に於ては生産物による賠償をも豫想し居る如く、又東亞諸國の經濟恢復のため石炭、木材、火藥等の如き

資材の賠償として取立を要せらるることなきべき處、之
 等資材の供給は已むを得ずとするも、右を賠償とすること
 なく、必要賠償の輸入資金として認むることと要請する
 本件賠償のための設備の確保を要請すること必要なり。
 在外資産 日本在外資産（日本の保有すべき地境以外に在る資産）
 が政府のものたること財源その他個人のものたることを問はず
 債の對象たるべきことは、平和條約締結前に決定されたるが本件
 も平和條約締結後と同様平和條約締結前に決定されたるが本件
 の決定せらるる以前に於て我方の要請事項を聯合關係に送達
 せしむる必要あり

第四 産業制限條項
 我國經濟の非軍事化並に産業制限に關し聯合國の意圖する
 所は我國軍事力の生存維持の基礎を破壊又は撤去し且つその再
 興を許さざるに在り。而して賠償に上りて前者が實施せられ、
 平和條約に於て後者が規定せらるることとなるべく、従つて賠
 償に於てその賠償を撤去乃至破壊せられたる産業部門は平和條
 約に於てもその生産の禁止或は制限を決定せらるることあり得
 べし、而して賠償に於ては昭和五年乃至九年の生活水準を基準
 として我備撤去が決定せらるるものと豫想せらるる平和條約
 に於ては賠償實施後の日本産業の將來の發展に對する制限とし
 て昭和五年乃至九年の生活水準を永久に超越することとを不可
 となしむるが如きことはなかるべきも何等かの制限を課せらる
 ることは豫想せざるべからず。而して規定せらるる内容は左記の
 如し。

- 甲 生 産 禁 止
 - 一 武器、彈藥、航空機、海軍艦艇等、指令第三號第四に掲げられたる各品目
 - 二 「アルミニウム」「マグネシウム」等賠償に上りて全設備を撤去せらるべき品目
- 乙 研究禁止

指令第三號に上り禁止せられたる原子爆彈關係の研究其他
 爭遂行力増進に指向せられたる專門的研究

- 丙 制限
 - 一 賠償に於て設備の一部を撤去せらるる産業、例へば「ポ
 ルベアリング」製鐵業、「ソーダ」工業、造船業、工作表
 設製造業等
 - 二 制限の程度
 - 一 昭和五年乃至九年の生活水準を基準とし之に一定の同率
 を認めたるものなるべし。或は後述監察制度の活用によ
 り一定期間を滿ちりてその時々的情勢に應じて決定せらる
 るが如き措置をとるやも知れず
 - 二 賠償の方法
 - 一 生産高に上りて相違あるべし
 - 二 生産部門に對する監察管理程度
 - 三 特別規定
 - 一 上記の如くして禁止又は制限せられたる産業に對し監察、管
 理制度の設けらるる可能性あり。而して右は並に監視、管
 理に對する日本經濟の實質的監督に對して進めるべきこと

と困難なり
 陸軍制限に關する規定として想定せらるる内容は、大略右に述べ
 たる如きものなるべきが之に對し我方としては、
 永久に戦争を放棄せる我國として、
 軍禁止は當然なるが、
 其他の産業に關しては原則として制限
 をなさざることを
 又火薬等に付ては陸軍上の必要量の生産を認むること
 聯合國機構は唯軍用には軍需に關係ある陸軍のみにして、
 制限することによりて日本人の將來の生活水準に影響なしと
 すべきも、
 我方としては、
 全ての産業は相互に有移的關係ある
 を以て軍需に關係ありとの理由を以て一部の産業に加へらる
 るる制限も、
 日本經濟全體の發展を制限し、
 而して右は日本に
 の生活水準の向上を妨けるものなること、
 而して右は日本に
 於ける民主主義の發達にも、
 又世界經濟の發展にも影響を及
 ぼすべきことを論じて極力制限規定を免るる如く努め、
 止む
 を得ずば一定期間を限ること
 陸軍目的のため研究禁止に關しても科學の性質上純軍
 事目的のため研究と然らざる研究との區分も事實上不可
 能にして純學術的研究の關係ありとせらるることなしとせず。
 には軍事上の目的に關係ありとせらるることなしとせず。

くは純學術的研究も、
 又陸軍上の必要量の生産を認むることとな
 り、
 今後平和的文化の國家として、
 陸軍に重大なる支障を來す
 べきこと並に軍需工業の保持を禁止せられたる我方として、
 軍事
 的研究は何等利益も興味もなきことを強調し、
 かかる規定を除
 去する如く努むるを要すべし。
 陸軍乃至管理制度に付ては或る程度之を承認することを得
 ざるべきも、
 其の期限及極限を最短期間、
 最少に止むることを求むる
 必要あるべし。

第四 通商に關する條項

我國が究極に於て世界通商への参加を認めらるべきことは、
聯合の並に於て認められ居るものたるが、平和條約に於て言
は我國の經濟上の非軍事化の義務より貿易に對する制限が規定
せらるべく、同時に、かかる制限下に於て日本が遵守すべき貿
易上の諸原則並に將來全面的に通商参加の場合の諸問題が規定
せらるべし。

- (一) 貿易の内容に關する規定
聯合の意圖する所は我國の經濟上の非軍事化及び東亞諸
國の經濟を速に恢復せしむることにあるべく、一方聯合國は
何れも自國の輸出振興を考へ、特に東亞諸國は從來の日本の
輸出市場をとつて代らんとする意圖を有すべく之等の諸要請
よりして我國の貿易に關して諸國の規定をなすべく其の内容
は概ね次の如きものと想定せらる。
(二) 輸出に關しては東亞地域の不足物資(衣料、肥料等)補給
の爲特定物資の輸出を奨励せらるることあるべきも輸出總
金額に付ては制限せられざるべし。
(三) 特定地域例へば中國、朝鮮、比島等に對し現在行はれ居る
石炭、枕木等の確保資材の輸出

(四) 指令第三號に於て生産を禁止せられたる品目の輸入の原則
的禁止及び産業制限と對照して專賣上の品目或は軍需産業
と關聯する品目及び輸出品原料の輸入の制限
(五) 輸出入の均衡を維持すべきこと
(六) 監督管理制度の設置
(七) 制限期間。産業制限と關聯して決定せらるべく、又東亞諸
國の恢復と關聯せしめらるべし
而して右の諸制限の内(六)及び(七)を除きては條約文中には規定
せず、具体的内容は監督管理制度の運用によりて決定し事實
上右に於て日本の貿易を管理するが如きこと豫想せらるる
處、我方として日本の貿易の恢復は我國國民經濟の維持、穩
定、平和の努力によりて設備を撤去せられたる以上の、其後の恢
復は各國民の努力、能力の如何によりて決定せらるべきもの
に於て之に對し制限を加ふるは不當なる旨を論じ、又若し
制限を加ふる必要あらばその基準は我國經濟の軍事化防止の
見地に依るべきものにして、生活水準の向上を束縛するが如
きことなかるべき旨を強く希望し、制限解除の一日も遠かな
らんことを期するを要すべし。

(五) 通商上の諸原則に據する規定
 戦前の通商條約の效力は戦時中及び戦後の諸情として論せらるべきも、夫れとせられたる場合に於て新に通商條約締結せられたるに至るまでの通商實施上の諸原則として我國に遵守の義務を課せらるべきものと見て決定せらるる所及び之に對する我方が要するものは、

(イ) 差別的取扱の禁止
 輸出入に對する關税の賦課に關し、相手國によりて差別を設くることとの禁止。一國に與へたる恩惠免除は他國にも與へること等を規定せらるべく右に對しては我方としては相互條件として認むること

(ロ) 高率關稅の禁止
 現行稅率の高率化の禁止或はその引下を規定せらるることあるべし。我國は戦時中世界經濟と連絡せられ居りその世界市場價格と我國内物價の乖離等各該の經濟事情の變化あるを以て我が現行稅率の高率化の禁止或は引下を條件に承諾することは危険にして、公正なる立場よりその改訂の餘地を残し得るやう努むるを要す
 猶ほ特定地域例へば朝鮮、臺灣等の地域の特定生産物例へ

34 54

(六) 食糧等に關し一定期間特別に關稅の賦課を規定せらるること
 ともあり得べく、之に對しては我方としても交換條件を提出すことを考慮する必要があるべし

(七) 聯合國民に對する待遇
 生業、職業、商業及産業に従事することに關し不平等なる取扱をなし又はかかる規定を設けること、又日本人に對して課するよりも高き税金又は賦課を課せざることを規定せらるべく、これに對して我方としては相互條件として認むること可なるべし

(八) タンピング
 輸出獎勵金を含めて何等かの形に於てもタンピング禁止を規定せらるべく、我方としては之に對しても相互條件として認むる必要があるべし

(九) プレトンプツ協定参加に至るまでの期間爲替を一定のレートの維持し之が切下等の措置を採せらるることあるべし。
 我方としては世界並に我國の經濟事情を觀察して最初の爲替率の決定せらるる處を特に慎重に考慮するを要すべし。
 又プレトンプツ協定参加と關聯し之が準備として毎年一定額

55